

平成 26 年 7 月 18 日
久留米市総務部契約課

入札金額積算内訳書の不備等により入札を無効とする取り扱いについて

入札時に提出された入札金額積算内訳書（以下「内訳書」という。）の確認を厳正かつ効率的に実施するため、下記の取り扱いをすることとしましたので留意願います。

記

提出された内訳書が次の事項に該当する場合には、久留米市契約事務規則（昭和 50 年久留米市規則第 9 号）第 12 条第 1 項第 8 号に規定する「その他法令又は入札に関する条件に違反したもの」に該当するものとして、原則として、当該入札を無効とします。

- 1 未提出又は未提出と同等と認められる場合
 - (1) 内訳書の全部又は一部が提出されない場合
 - (2) 内訳書とは無関係な書類である場合
 - (3) 内訳書として提出された書類が白紙である場合
 - (4) 当該工事に対応する内訳書が特定できない場合

- 2 記載すべき事項が欠けている場合
 - (1) 総額の記載のみで内訳の記載がない場合
 - (2) 工事名、入札者商号又は名称、入札金額の記載がない場合

- 3 記載事項に誤りがある場合
 - (1) 工事名に誤りがある場合（軽微な誤記と認められる場合は除く。）
 - (2) 入札者商号又は名称に誤りがある場合（軽微な誤記と認められる場合は除く。）
 - (3) 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
 - (4) 内訳書の計算に誤りがある場合

- 4 その他未提出又は不備がある場合

(参考)

久留米市契約事務規則

(入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 予定価格の制限の範囲を超える、又は最低制限価格に満たない価格をもってなされた入札
- (3) 所定の場所及び日時までに入札書が提出されず、又は到達しなかったもの
- (4) 入札書に入札金額の記載がない又は入札金額が判読できないもの
- (5) 入札書に記載された事項に重複記載、誤字又は脱字があつて必要事項を確認できないもの
- (6) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないもの
- (7) 一の入札に同一の入札者から2以上の入札書が出されたもの
- (8) その他法令又は入札に関する条件に違反したもの